

子どもの権利救済に係る取組について（制度概要案）

新潟市子ども条例に規定された子どもの権利救済を図るための体制構築について、役割、体制、法的位置付け等を次のとおり整理します。

1 基本的事項

- (1) 新潟市子ども条例第17条及び附則に基づき、子どもの権利侵害に係る救済機関（子どもの権利救済委員）の設置に向け検討を進める必要があります。
- (2) 令和5年4月から施行している「新潟市子どもの権利推進計画」施策の方向性Ⅱ-1に基づき、以下の観点を踏まえ検討を進めます。

【施策Ⅱ-1 子どもの権利擁護機関の設置】

- 子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け、以下の点に留意しながら設置に向けた検討を進めます。
 - ✓ 子どもの権利を擁護するための専門職として、子どもの権利擁護委員を配置します。
 - ✓ 委員の独立性、公正・中立性を担保するため、外部有識者や関連団体等からの推薦を得て配置します。
 - ✓ 権利侵害の相談・救済機能、政策提言機能を有する体制を整備します。
 - ✓ 権利擁護機関の設置にあたっては、関係する外部の専門家や機関との間で十分な意見交換・調整を経て、必要な根拠規定を整備します。



【子どもの権利救済に係る基本的な考え方】

- ① 子ども自身の意見、考えを尊重し、相談者の最善の利益を重視します。
- ② 相談のハードルを下げ、困っていることがあれば何でも相談できるというスタンスで受け付けます。
- ③ 相談内容に沿った調査や調整等を経て、子ども自身の気持ちの整理や解決につながったかを確認し、「相談してよかった」と思えるよう取り組みます。

2 子どもの権利救済委員の職務

子どもの権利救済委員の職務は、以下を予定しています。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

3 法的位置付け

- (1) 子どもの権利救済委員は、地方自治法第138条の4に規定する「附属機関」として位置付け、職務を遂行します。

《地方自治法》

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- (2) 子どもの権利救済委員は、子どもの立場に立って相談を受け付けるとともに、市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な立場から、調整活動などの働きかけを行います。
- (3) 子どもの権利救済委員は、条例に基づく附属機関の位置づけであり、行政処分を行う行政庁とは異なることから、自ら市の機関や市民に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限を有しないことに注意が必要です。
- (4) 子どもの権利救済委員は、事案の検討に当たっては、合議を必要とする事項を除き、迅速性、専門性等を発揮するため、独任制(原則として、一人の委員による最終的な物事が決定される方式)により問題解決に当たる方向で検討します。

4 運営体制

他都市の運営体制等を参考に、本市における運営体制の想定は以下のとおりです。

項目	内容
設置予定日	令和6年4月
開設予定日	令和6年中(窓口開設・相談受付業務等の開始)
設置場所	新潟市内 <<検討の視点>> ※ 子どもがアクセスしやすく、相談しやすい環境を整備する ※ 子どもの権利救済委員及び相談員が執務を行えるスペースを確保 ※ 対面以外(オンライン等)での相談等にも対応できるよう配慮
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利救済委員 弁護士、大学教授、小児科医等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができる者を想定。 ○ 子どもの権利調査・相談員 子どもの権利救済委員の職務遂行を補助し、相談対応や関係機関への調査・調整、普及・啓発等を行う。有資格者を想定。 ○ 事務局(こども未来部内) 機関の運営に係る実務(予算・決算等の行政事務)を担う。
相談対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども(市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者) ○ 市民(新潟市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市の関係がある者)
相談受付時間	○ 月曜～金曜： 午後、 土曜： 午前／午後 ※祝日・年末年始休み
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話／対面 ○ メール、SNS ○ 手紙、はがき、FAX

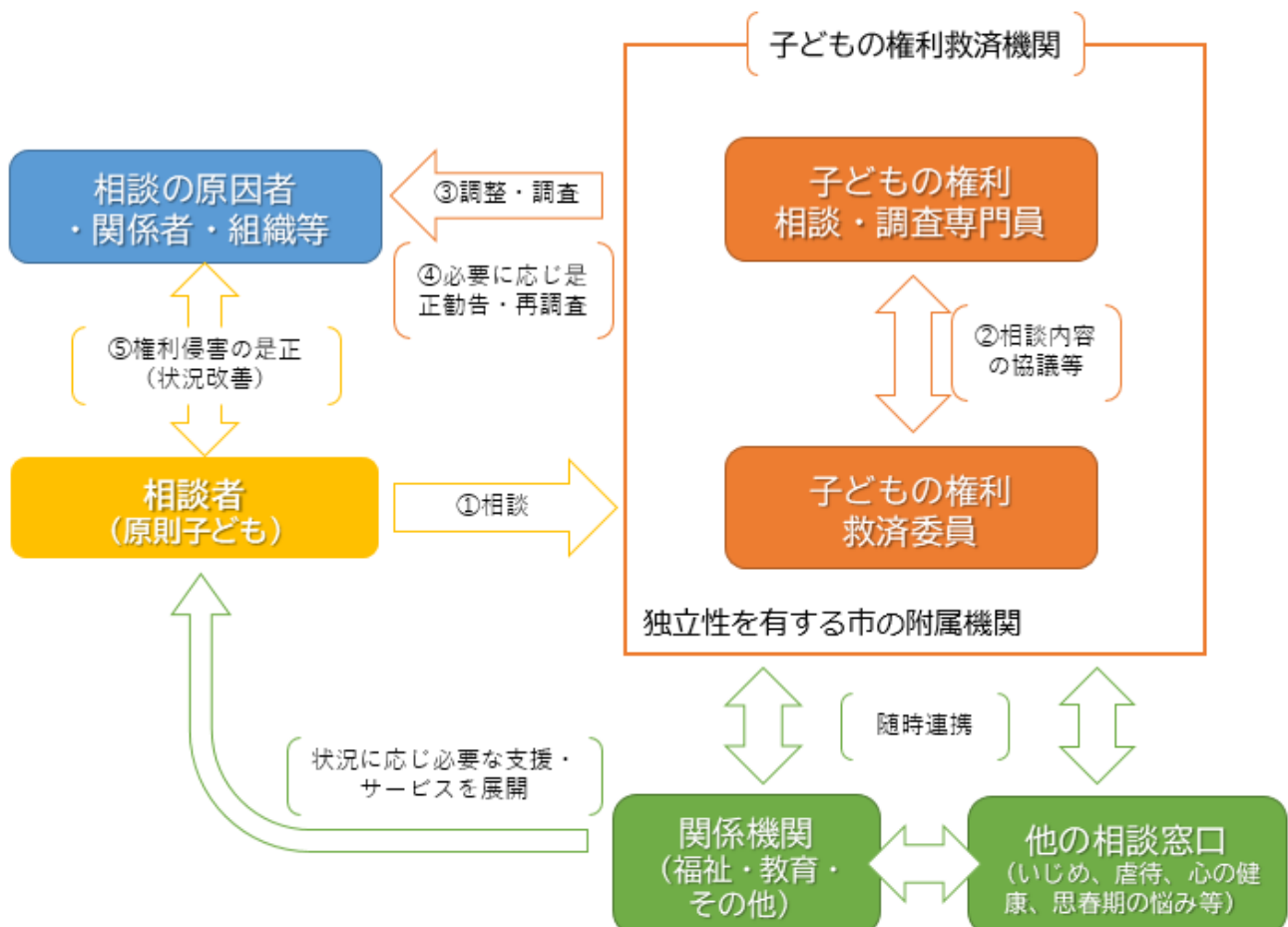
5 条例の整備

- 新潟市子ども条例の改正により整備します。
《理由》新潟市子ども条例の総則、定義、基本理念等を踏まえ、権利侵害の救済等が規定されている17条以降に規定することで、一体的に整備できるため。
- 改正条例素案については、資料4-2を参照。

6 関係機関との連携・調整

- (1) 子どもに関する相談窓口は現状においても様々な機関が、相談内容に応じた窓口を設置しており、子どもの権利に関する相談・救済機関との緊密な連携が必要です。
- (2) 子どもの権利は、いじめ、虐待、暴力、非行など様々な分野と関連があるため、当該機関が既存の相談窓口とのハブとして機能し、有機的な連携を強化する体制が整備されることが望ましいと考えています。
- (3) 子どもの権利救済機関は、他の相談窓口等と異なり、子どもの権利救済委員による調査・調整権や勧告権を有することから、他の機関では対応が難しいケースに連携しながら対応していくことが期待されています。

7 相談対応フロー（想定）



【想定される相談事案等】

- 学校関係の悩み…いじめ、不登校、教職員の指導、学校の対応 など
- 子ども自身の悩み…心身の悩み、交友関係、学習・進路、性の悩み など
- 家庭環境の悩み…虐待、家族関係、子育て など

【他都市における類似機関での相談事例（参考）】

相談対象	相談内容	相談・調整 概要
中学生	心身の悩み	環境に対する過敏性から登校に配慮が必要であり、小学生の時から相談に来ている。本人が自由に自分の生活や気持ち、考えを表出する支援を行っている。本人も家族も徐々に自分たちで進む方向を見出すようになってきた。 学校で開催された支援者会議には相談員も参加し、各支援者間の情報共有、役割や方向性の確認を行い、本人のペースに合った支援を検討している。出席した家族も本人に合った、将来を見据えた前向きな認識を持つことができるようになっている。
中学生	家族関係の悩み	数十回のメールで家族に十分に理解されない孤立感、生き辛さや、心が休まらないなどの悩みを相談してくる事例。毎回ねぎらいの言葉を返信し、本人の深く考える姿勢を認め、辛さに共感し、可能な対応の提案を行ってきた。 また、家族の状況を把握していた担当課と情報を共有し、職員らの家庭訪問時に本人に声掛けをしてもらうなどの見守りにつなぐことができた。
中学生	虐待	家族から暴力をうけている本人からではなく、それを聞いた友人が相談の電話をかけてきてくれた。その電話で本人と話をすることができた。 友人や本人には相談につながってくれたことについて感謝を伝えた。直接本人との話し合いの中で、他部署につなげることも了解を得た。相談室からこども福祉課へ連絡することで、同課と本人の学校での面会に繋がった。

出典：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和3年度活動報告書より抜粋

8 子どもの意見の反映

令和5年度の中学生による意見交換会（9月予定）において、「子どもの権利侵害に係る相談・救済機関の設置に向けた検討」をテーマに設定し、当該機関の設置に向けどういった点に留意すべきか等について、子どもたちからの意見を聴く予定です。

【意見交換における視点（案）】

- (1)（新潟市子ども条例を踏まえ）相談窓口にどういったことを相談したいと考えるか。
- (2) どういった体制であれば相談したい（相談しやすい）と考えるか。
- (3) 相談内容を踏まえ、子どもの置かれている状況を改善するための対応として、どのようなことに留意するとよいか（期待することはなにか。）。

9 スケジュール

時期	概要
令和5年7月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回子どもの権利推進委員会にて相談・救済機関の概要説明及び改正条例（素案）の提示
8月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの権利推進委員会の意見を踏まえた修正等 ➤ 改正条例案の内部審査等 ➤ 令和6年度予算要求に向けた準備
9月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中学生による意見交換会の実施 ➤ 改正条例案のパブリックコメントの実施（～10月）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2回子どもの権利推進委員会にて改正条例案の報告
11月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 改正条例案議案提出準備
12月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 12月議会改正条例案審議
令和6年1～3月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの権利相談・救済機関設置に向けた準備 ➤ 第3回子どもの権利推進委員会にて進捗状況報告